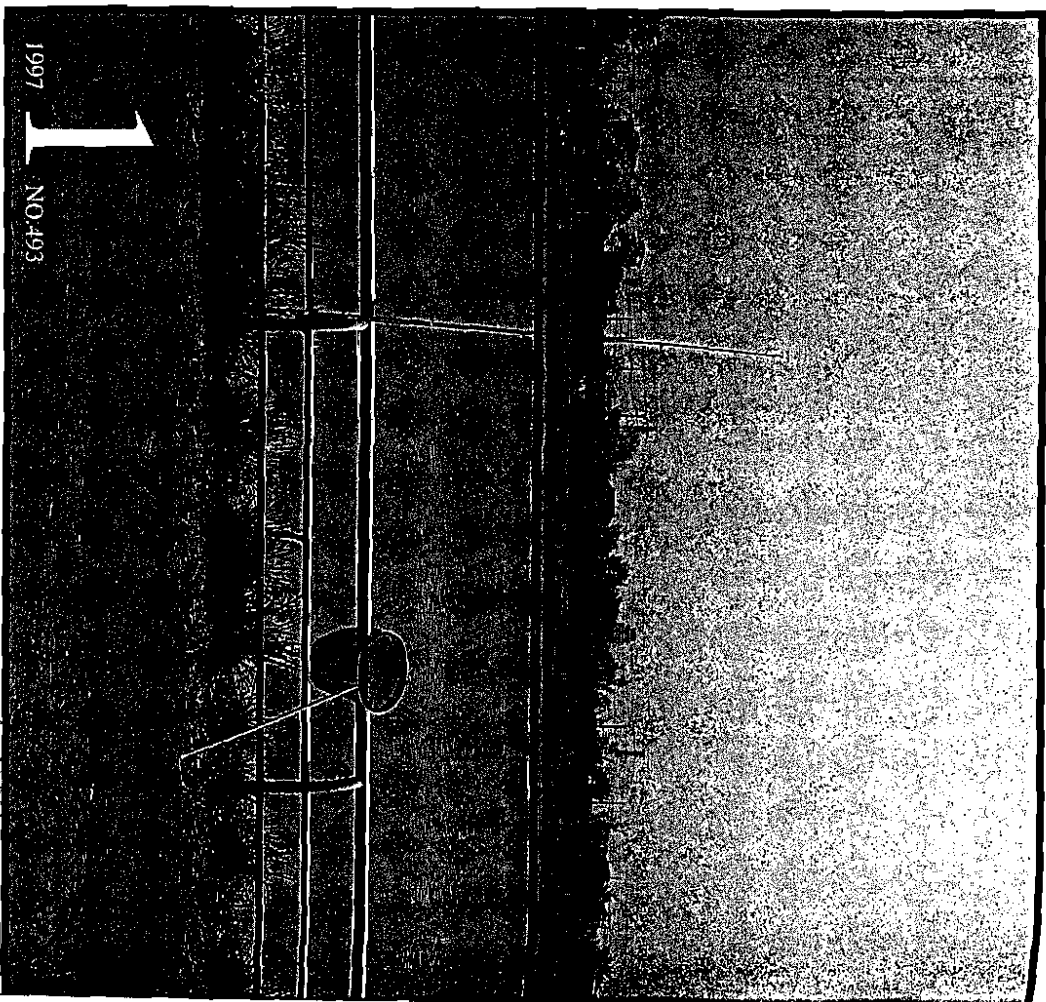


昭和63年1月1日 第1冊発行 平成9年1月1日発行 (毎月1回1日発行)

月刊 社会教育

生涯学習の時代をひらく



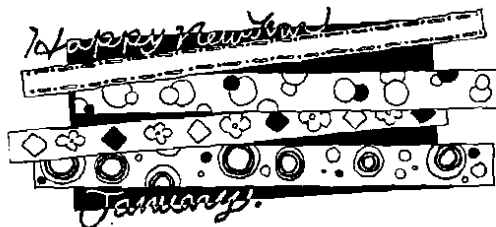
1997 NO.493

1

【特集】

'96.12.17

生涯学習審議会答申を
どう読むか



国民に責任を負わない「審議会」
 かつて時の宰相が「戦後政治の総決算」といった事で相当な物議を醸したことがあった。振り返って考えてみると、「行政改革審議会」から始まって「生涯学習審議会」まで、財界の要請するままに應えるのが総決算の中身であり、審議会の役割になっていると見るのは偏見だろうか。
 戦後、民主教育が憲法、教育基本法の基に実施され、現場の職員と地域の団体、住民により支えられ引き継がれ発展をみえてきた。社会教育施設として公民館も公的条件整備の環境としてまだまだ不十分ながら、地域の課題に根付いてきた。
 まさに住民の手づくり公教育の場が、民主主義の基盤に育ちつつある。本来行政は、住民自治を基礎とした、主人公としての教育・学習を定着させ発展させるために、常に公的に推し進める責任を果たすべきである。
 今年四月に出された「生涯学習審議会」答申は、国民が地域性を育て、積み上げてきた財産を根こそぎ取り崩すことになりかねない内容ではないだろうか。
 「行革」「民活」「規制緩和」を柱とした三点セットの意図が「地域における生涯学習機会の充実方策について」に盛り込まれていることは否めない。
 社会教育施設の運営委託、施設利用の有料化、教育産業への開放、これらの方策は国民の教育、学習権を侵害することは明らかで、教育の一層の退廃を招くことになり、公的責任の放棄に結びつく。国民はこのような施策を国家に付託してはいない。
 国民は苦しみや痛みを和らげ、解消し、願いや理想に近づくための政治、行政を望んでいる。
 「生涯学習審議会」答申を教材として、批判的に学習する運動を一齐に起こす必要がある。そして「答申」の意図が何処にあるのかを国民のものとしてこそ、明日の生涯学習に結びつく基礎になるのではないか。

●社会教育関連図書●

現代教育101選55

社会教育法解説／公民館の建設

寺中作雄著

社会教育法の制定・公民館創設に情熱を傾けた戦後社会教育の創始者、寺中作雄の著書二冊を復刻。社会教育専攻学生・関係者が待望していた必読書。

★四六判 232頁 定価2,500円

【主な内容】

社会教育法解説 総論：わが国の社会教育の反省／社会教育行政の沿革／新しい社会教育の動向 他
 各論：総則／社会教育関係団体／社会教育委員／公民館／学校施設の利用／通信教育

公民館の建設 — 新しい町村の文化施設 —

何故公民館をつくる必要があるか／公民館とはどんなものか／公民館はどんな機能をもつか／公民館はどう運営するか／公民館では何をするか／公民館は誰が運営するか 他

現代教育101選56

社会教育論

宮原誠一著

学校教育と社会教育の統一。生涯教育における先駆者である著者が、開拓を試みた社会教育の理論研究の足跡と課題提起の歩み。★四六判 448頁 定価3,600円

【目次内容】

社会教育の歴史的理解／国民教育と社会教育実践／労働者・農民の学習／イギリスの成人教育

新版 社会教育基礎論 — 学びの時代の教育学

小林文人・末本 誠編著

情報化・国際化の中での生涯学習時代において従来の社会教育の基礎理論を鍛え練り構築する方途を、具体的事例をあげながら解説。★A5判 264頁 定価3,000円

【本書の特色】実践的運動的事例をもちこむ／生涯学習政策の新しい動向の分析／国際的動向を視野に入れる／いわゆる社会的な「弱者」の立場の重視

生涯学習の方法と計画

酒匂一雄・千野陽一・那須野隆一・村山輝吉・谷貝忍共編

「生涯学習体系への移行」の中で、住民の生活課題や地域課題を視野に入れ、基本的な具体的事例を通して、社会教育独自の役割をさぐる。★A5判 236頁 定価2,800円

【目次内容】生涯学習の方法と計画の今日的課題／住民の課題と生涯学習計画／生涯学習の方法と事業の計画・運営／生涯学習と条件整備／地域生涯学習計画の策定／地域生涯学習計画と社会教育計画／学習権の思想と社会教育計画の課題

〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

二一世紀に生きる生涯学習・社会教育を

—生涯学習審議会答申を読む—

大串 隆吉

はじめに

今月号の特集は、生涯学習審議会答申をどう読むかである。この答申とは、昨年四月二十四日に出された「地域における生涯学習機会の充実方策について」である。生涯学習審議会は、一九九〇年に設置されて以来すでに幾つかの答申と報告を出しているが、今回の答申は七月に出された中央教育審議会答申「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」と一緒に読むと、二一世紀にむけての教育改革の方向を提案したと考えることができる。その提案の内容はどのようなもの

か。そして、それは多くの国民にとって有益なものにするこ
とができる提案なのか、それとも全く悪いものなのかどうか。

生涯学習審議会が強調してきたこと

発足してからの生涯学習審議会の主要な答申と報告は以下
のものである。

- ①一九九一年六月…公民館の整備・運営の在り方について、
- ②一九九二年七月…今後の社会の動向に対応した生涯学習
の振興方策について、
- ③一九九二年五月…社会教育委員制度について、

- ④一九九六年四月…社会教育主事、学芸員、及び司書の養
成、研修等の改善方策について、
- ⑤一九九六年四月…地域における生涯学習機会の充実方策
について。

②⑤が、文部大臣の諮問に応えた答申で、そのほかはいず
れも、審議会の中の社会教育分科審議会の報告である。

①③④は、法で定められた社会教育のことがらについてで
あるが、②⑤はそれを越えた範囲の広いものになっており、
教育制度全体を視野に入れている。

以下、②を第一次答申⑤を第二次答申とする。それらの見
出しをならべてみよう。

第一次答申

第一部 生涯学習についての基本的な考え方

第二部 当面重点を置いて取り組むべき四つの課題

第一章 社会人を対象としたリカレント教育の推進につ
いて

第二章 ボランティア活動の支援・推進について

第三章 青少年の学校外活動の充実について

第四章 現代的課題に関する学習機会の充実について

第三部 四つの課題についての充実・振興方策

第二次答申

1、社会に開かれた高等教育機関…社会人の受け入れの促

進、地域社会への貢献

2、地域社会に根ざした小・中・高等学校…地域社会の教
育力の活用、地域社会への貢献

3、地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポー
ツ施設…多様化・高度化する学習ニーズへの対応、組織運
営の活性化

4、生涯学習に貢献する研究・研修施設…多様な学習機会
の提供、地域社会との連携

第一次の第二章第一章が、第二次の1に対応し、第一次の
第二章第二章及び第四章は、第二次の全体にちりばめられ、
第二次の第三章は第二次の3、4にちりばめられている。

したがって、両答申で共通に重視されているのは、社会人
のリカレント教育——社会に開かれた高等教育機関であり、
社会教育施設ではない。そして、公民館等の社会教育施設は
第二次答申においては、学習機会のほんの一部に過ぎない。
これを、公民館の役割を低下せざるものと考えるか、公民館
は市町村の中核的な役割を持つといわれた①は依然として意
味を持っていると考えるか。

中央教育審議会答申は子どもの学校外活動のために公民館
などの社会教育施設を活用することが必要だとしている。だ
から、公民館を軽視するものだとはいえない。

第二次答申は、「学社融合」という造語にみられるように、
学校教育と社会教育とを混合した教育改革を行なおうとする

ところにならがある。そこでまず、答申は前半部分で、高等教育機関、小・中・高等学校——学校教育と社会・地域社会との連携を論じ、後半部分で学校以外の教育機関、研究・研修施設について論じている。そのため、この答申をみるだけではなくて、中央教育審議会答申、大学審議会答申をあわせみなければならなくなる。それを、答申にそくして主要な部分を検討してみよう。

区別される社会人と地域住民

第一次答申で提案されていた「社会人を対象としたリカレント教育」は、第二次答申では「社会に開かれた高等教育機関」の実現として発展させられた。そして、幼稚園・小・中・高等学校も成人に開放講座等によって学習の機会を提供することになっている。この高等教育機関と幼稚園・小・中・高等学校では区別がされている。社会人には高等教育機関が、地域住民には幼稚園・小・中・高等学校・大学が学習の機会を提供する。

高等教育機関での「社会人の受け入れの促進」は、社会人を大学などに正規の学生として受け入れることにある。社会人という言葉はあいまいにつかわれている。あるときは職業人をさし、あるときは非職業人をさす。今回の答申では大学だけでなく、大学院——夜間大学院、昼夜開講の大学院が社

会人の学習機関として提唱されている。社会人の教育機関はより高等な教育機関となった。そして、この場合の社会人は、職業人が中心である。

一方、答申では地域住民の学校教育の機会が小・中・高校・大学の開放講座のみが提唱されている。これは、きわめて奇妙なことで職業人には高等教育を地域住民には公開講座をということになる。地域住民とはなんなのかの定義はされていないが、地域住民の学習必要は公開講座でたりと読めるのである。そんなことはあるだろうか。

さらに奇妙なのは、一九九一年四月の中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」で高校での中学卒業社会人や高校中退者の受け入れが提唱され、単位制高校がつくられたが、それについては一言もふれられていない。高校中退者は依然として増え続けているのである。こうして、社会人の受け入れは高等教育機関が主になり、社会人の大学及び大学院への進学が拡大される。社会人入学や大学院入学者の学歴は高い。大学院社会人入学者の九割は四年制大学卒であるという結果も出ている。これは、学歴の高い者がより高い学歴をとりやすいことを示している。

したがって、四大卒の増加とともにいつそう需要が増えることが予測されるとともに、高校→大学→大学院という従来の進学の形に高校→社会人→大学、あるいは大学→社会人→大学院という形が増えてくることが予測される。

或そうした体制を作るに当たって政府・文部省の対応は動揺してきた。都市中心部への人口集中をなくすことを理由に、大学を交通不便な遠方に移転させることを推奨してきた。今になって、社会人のために都心に大学が必要だという。そして、今教員の任期制が提案されている。任期を持った教員が、若い学生だけでなく（それだけでも非常な努力が必要になっているにもかかわらず）、社会人学生に力を入れることが出来るであろうか。

社会教育は学校教育を引き受けるのか

学社融合が提唱されている。学社融合とは「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となつて子どもたちの教育に取り組んでいく」という考え方である。すなわち、成人ではなく子どもを対象とし、社会教育では学校教育のプログラムを、学校教育では社会教育のプログラムを実践することである。

具体例としてあげられているのは、図書館や博物館などの社会教育施設が「学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発」することである。学校が社会教育のプログラムを開発することではない。こうした、一方的な関係を学社融合台というならば、社会教育の活躍する場は増えるとはいえず、

社会教育が学校の成績評価にしばられ、本来もっていた自由さを失う結果になる。

今、子どもたちは学校からの息抜きの場を求めて動いている。だから、社会教育の場での創造的で自主的な活動こそ充実させていかなければならない。その点で「地域社会における学校外活動充実の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設には大きな期待が寄せられている」という答申の指摘は正しい。そして、「施設の特徴を生かし子どもの興味や関心に応じた新しいプログラムを開発・提供することが求められている」という指摘も正しい。この指摘をいかすには、子ども地域の自主的な活動を社会教育にまかすことが必要である。しかし、社会教育施設の職員体制のよわさは改善されていない。また、行政改革による施設の廃止・統合という、期待されている施設そのものを弱体化させる動きがある。しかし、それらを改善するべきだという指摘は答申にはない。また財源として期待されている企業の出資意欲も冷えている。そのため、むなしく響くのは私だけであろうか。

大人が先か、子どもが先か

答申は子どもに関する教育活動を強調している。PTA活動やボランティアによる「学校に対する地域社会の支援」、先の学社融合、さらに社会教育・文化・スポーツ施設が学校

と連携した「地域ぐるみ活動の展開」である。これらで、PTAも参加した「地域の教育問題に関する連絡協議会」の設置、大人のゆとりある生活や家族一緒の活動の支援などが提案されている。

これは、「地域社会の持つ教育機能の充実・向上が求められている」ことから生まれている。この点は、民間教育運動でとりくまれてきていることであって民間教育運動の土俵に政府はやっとなつたことになる。

答申が出されたとき、中央教育審議会は「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を審議中であつた。中教審は地域社会の教育力の弱体化に危機感をいだいていた。そして、地縁的な結びつきが弱くなっている代わり、同じ目的や趣味で結びつく——目的志向的な活動が活発化していることに着目した。この目的志向的な活動による大人の結びつきの上に子育てを行うことを提唱しようとしていた。(中教審「審議のまとめ」)

生涯学習審議会の答申には、これまでの分析はないものの、あきらかに同じ問題意識に立つており、地域の連絡協議会の設置、PTAの活性化を両答申とも提案している。そして、両者に共通しているのは、子どもの成長の前提として大人の変革を求めていることである。

大人の変革、それこそ社会教育が課題としていたことであつた。子どもと共にすごすことができ、子どもを長い目で

見ることのできる大人のゆとり。それを作り出すのは、子どもではなく大人自身であるということ。それこそ、こころある社会教育人が呼びかけ、実践してきたことではなかったか。答申が提唱している地域教育連絡協議会や施設への住民参加に、そうした人々が参加できるかどうか問われる。社会教育の役割はますます大切である。

民間とは一体なんだろう

民間営利社会教育事業者の教育活動が、公民館において許されると、文部省が解釈したことはすでに知られている。第二次答申はそれを歓迎している。しかし、民間営利社会教育事業という言葉を使わず、民間教育事業者という言葉を使っている。しかし、この言葉づかいは人々を混乱させる。

民間教育事業について論じられている節の見出しは「民間との連携強化」である。そして、三つの使い方が出てくる。まず、「民間教育事業者」という言葉は、明らかに民間営利社会教育事業者を指している。このほか、「民間の教育事業者」と「生涯学習関連施設・民間事業者間の円滑な連携」が登場する。

「民間の教育事業者」は文脈から見ると、「一般の個人・グループあるいは民間教育事業者」を指すから、見出しの「民間」は、「一般の個人・グループ」という非営利民間教育事

業者もさすことになる。すなわち、非営利民間教育事業者との連携をも提案していることになり、これは非常に歓迎すべきことである。

他方では、「民間事業者」という言葉を使って、単に営利民間社会教育事業者にとどまらず、営利民間団体まで連携を拡大できるかのようになっている。こうした、書き方はいつのまにか一般の企業にまで連携の対象を拡大してしまふことになり問題であろう。

二一世紀は先行き不透明な社会か

今の大人は二一世紀には長くて一〇年しか活躍できない。二一世紀に活躍するのは、今の子どもと青年である。彼らが生きる社会はどのような社会であろうか。

第一次答申によれば、それは「豊かな生涯学習社会」であり、第二次答申ではその社会が学習意欲の高まりによって実現可能だということになる。ところが、中教審答申は「変化の激しい、先行き不透明な、厳しい」時代ととらえる。前者はバラ色で、後者は灰色である。

どちらが、本当なのかと問いたくなるが、これらは表と裏なのである。すなわち、生涯学習社会というメダルをひっくりかえせば、灰色の世界がでてくるわけである。二一世紀は学習こそが切り札である社会である。両答申はそういって

る。しかし、学習によって生まれる新たな希望を両答申は提示できていない。

ただ、中教審がいうのは、しつかり二本足で立てということである。すなわち、片足は「不易」(時代を超えて変わらない価値のあるもの)に、片足は「流行」(時代の変化とともに変えていく必要があるもの)に。しかし、不易なものとして挙げられている自律・協調・正義感・自然を愛する心・日本の伝統・文化などは、その基にどのような価値観を持つかによって変わってくる。校の花びらが散るように深く死ぬのが日本の伝統といわれたこともあったのだから。

変わらなかつたのは人間が地球上に存在してきたという一点にある。「時代を超えて変わらない価値のあるもの」とは人間存在そのものである。そうであるなら、人間が人間として生きていける二一世紀が展望されなければならぬ。人間が人間として生きていけるために、我々はふたたび問わねばならなくなつた。学習はなぜ必要なのか。学習する意味はどこにあるのか。そして、どんな学習が二一世紀をつくる変革主体に必要なのかを。

(おおくし・りゅうきち東京都立大学)

プロフィール

佐賀県生まれ。本誌編集長。現在、ヒトラー・ユージェント・朝鮮連合青年団と日本の青年団との関係について調査中。

生涯学習審議会各答申をぜひ読んで読むか

——生かせるところ、危ないところ——

(座談会)



市川 信男 (埼玉県富士見市鶴瀬公民館)
荏原 八笑子 (神奈川県相模原市住民)
谷岡 重則 (東京都世田谷区教育委員会)
大串 隆吉 (編集長)
長澤 成次 (編集部)
司会・荒井 容子 (編集部)

(12)

荒井 この一月号では四月に発表された生涯学習審議会答申が、各地各立場でどんなふうに読まれているのかとめる特集を組んでいます。そこで今日は、この答申についてのさくばらんな意見を出していただき、そこから、今後の社会教育・生涯学習施策を考えていく視点につなげていきたいと思ひます。

先ほど本号に論文を書いてくださった大串編集長から答申全体について少しお話いただきましたので、次にそれをおの方に意見をうかがいます。事前に学習会をして準備し

てくださった市川さんからまず口火を切ってください。



司会・荒井容子氏

●現場への影響を考えて活用する方法を考える

市川 先ほど大串先生のお話でもありましたが、この答申では「公民館」という言葉の記載が非常に少なく五回しかでてこない。「社会教育主幹」も僕たちは教育専門職として大切にしている言葉ですが二回だけ。それに比べて「民間の教育事業者」は六回、「生涯学習センター」も六回、「ボランティア」も六回。これから公民館を生涯学習の拠点として位置づけてはいないこと、民間・ボランティア・生涯学習センターを、公民館や専門職たるわれわれ公民館主事にとって代わるように重視していることがわかります。まず学習会でこれを民間で補うという発想があつて危険という話もありました。とはいえ、こうした答申が出る現場はいろいろ揺れ動



市川信男氏

きます。公民館主事の研修会で発表者が「生涯学習の答申が生まれませんでしたか、行政の職員としてはもつと答申に則つてやっただけがいいとか、われわれの出番がきたと考える人も少なくない。そこで今回の答申の中で社会教育の仕事に積極的に活用できるところはどこかという議論もしました。今日はそういう観点から出された意見を紹介します。

まず一つは「教育委員会の事業は趣味・文化・教養に偏る面も見られたか」と書かれているが、決してそうではなく、市民の運動や学習も公民館ではかなり積極的に行なわれている。だから答申の中の「学習センターに当たるのは民間だ」という「民間」を住民と捉えれば、公民館が民間と連携・協同を図っていくという提言は活用できる。

行政部局間の連携ということも縦割り行政が問題であることは事実だから、これも使える。ネットワークのコーディネート機能のところで生涯学習センターが重視されています。それが公民館にとって代わるのでは問題ですが、今それぞれの社会教育機関の組織が大きくなり、施設ごとに縦割りになつて、図書館や博物館での講座をわれわれ公民館が知らないということもある。そうしたときに各社会教育機関を連携するコーディネート機能のある生涯学習センターというのはあつてもいいと思います。

学社融合については、「連携」を一步進めての「融合」と

(13)

して、ある面で期待しています。今年、富士見市の市民大学の「教育」の講座でいじめの問題をやったら、希望者が非常に多くありました。教育の問題、学校の問題では、一時期市民が離れていたが、ここに来て、お母さんたちだけに限らず、高齢の方から比較的若い方まで勉強したいという方が増えてきています。だから学校教育と社会教育は連携したほうがいいに違いありません。しかし、僕たち現場にしてみると、学校が今までつくってきたいろいろな問題を学校の改革なしにわれわれに任されて、社会教育でやれといわれても、本当にできるのだからかという気持ちもあります。また現実問題、何だかんだいっても学校は閉鎖的です。

教育の活性化、教育委員会の活性化も、教育の場が公民館にも学校にも地域にもあるというように、さまざまなところに分散したほうが活性化する。教育委員会や社会教育を活性化しながら教育全体を活性化させていくのだという理論は確かにそうだと話しました。

ボランティアの問題では、「お金がないからボランティアで」という問題が多い。しかし、住民の方は、地域で仲間が欲しいということでも、そのつながりの求め方としては「パソコンの勉強がしたい」とか、「環境のことを学びたい」とか、そういった多様な学習要求をもって公民館にいらっしやり、それに、各館四人、一人という少ない職員では対応しきれない状況がある。そこで一種の「学習コーディネー

ター」としていっしょに事業をやつてくださる、職員の補助ではなく対等な立場での、住民主体としてのボランティアなら、現場としてもうれししいし、それに頼らざるをえない現状ではないかと思っています。

●住民出資の財団もありうる

それからもう一つ、財源問題と絡んで、極端ですが、財団のほうで予算執行など案ではないかという意見もあります。住民自治による財団、生活協同組合のように市民の方々が少しづつお金を出し合って公民館の事業を運営していくというやり方もありうるのではないかと。ややもすると誤解されるし、いろいろご意見もうかがいたいが、正直いって、安ければどんな事業でもいいのかという疑問がある。市民の方がお金を払ってでも公民館の情報を得たい、公民館の事業に参加したいと生活が成り立たないという、そういう事業をしたい。そういう点ではお金を払う意味があるんじゃないか。生協では安全で確かな商品が欲しいと皆さんが少しずつ出資する。それと同じように、生活をしていく上で少しずつの出資をして、いい学習、生きるための学問・学習・情報を公民館から得たいという、その意味での財団ならありうるという意見です。

荒井 それでは、荏原さんはいかがですか。

●年金生活者にも配慮して、絶対無料がいい

荏原 私は自分のこととしても、もう一回勉強したいと思ったときに自由に学校に入って勉強できるシステムがあったらいいと思うので、こういう答申でこの大学でも受け入れやすくなるかなと期待しています。それから変なことと思うかも知れませんが、大学だけじゃなくて中学や高校にも、他の地域の子どもでも、お年寄りでも、若い人でも、自由に「この授業が聞きたい」といって入れるとさらにいいと思います。

また、さっき「学社融合」のところで、学校はそんなこといったって保守的だっていわれてましたけれど、私も本当にそう思う。答申のなかでは地域に開かれたり、地域が援助したりとかいっていますが、そんな現実にはとっても無理。



荏原八笑子氏

学校五日制も子どもの自由のためじゃなくて、教師の労働問題から出てきたと思う。現に私立の学校の子はまだまだ土曜日でもカバンしょって電車を通ってる。私立の受験校なんかに通っている子と一般の子どもとで階層ができてくるんじゃないかと心配です。学校の保守的な歴史は古いですからちよつとやそつとじゃいかないのに、それを崩す手法がこの答申には出ていない。言葉だけじゃないのかという気がするんです。大学のところでは「高度な学習」と絡んで、企業の人を受入先とか技術革新ということで、企業の人材養成を大学が肩代わりするのだから、なんだか日本のお金の使い方の貧しさを感じます。

また答申の最後のほうで「基金みたいなもので財源は確保」といっていますが、そうするとこれは、公に保障するのではなくてわれわれがお金を出してやるのかなと思う。先ほど市川さんが財団といわれましたけれども、私は民間で財団があってもいいが、やはり公的に学べる場があること、そして無料がいちばんいいと思う。私が、絶対無料がいいと強調するのは、最近年金生活の方とお付き合いがあって、年金で生活している人って、毎日、出費を数えながら生活しているんです。そうすると有料というのはとてもきつい。いい講座がカルチャーセンターなどにたくさんあっても何万円も払わなきゃいけない。そうなると金次第。だからそういう、行ってみたい講座が公民館にもあればいいんですが、現実に

はそういうわけにはいかない。地域では人がそれだけ集まらないということもある。だから、逆にいえば、お金のある人はどんな学習でも自由にできるといえることになってしまふ。年金暮らしの人なんかは焦点を当ててもらいたいですね。

またこの頃六〇歳定年で、御夫婦でのジョギング姿をよく見かけます。不景気のせいで再就職先が見つからないのかと勝手に思っているのですが、そういう人がたくさんいると実感する。そうするといつそ暇つぶしに勉強でもしてみようかという人もいると思う。その受入先に大学の公開講座などがある。しかし私には、ぶらぶらするよりも学習した方がいい、「学習だ、学習だ」と音頭を取っている気がしてならない。ところで「高度な学習」といっても、うちのほうはそういうことを要求する人はあまりいない。公民館の事業についても、学習を主にした事業は難しいからやめて、もっと人が集まりやすいイベントとか趣味などの事業をたくさんやってもらいたいという声が地元から出てくる。だからこの答申で、国際化とか、高度で多様な学習が望まれているというのは、どの位の人のことをいっているのか、ずいぶん嘘臭いという気がする。

●「優秀な」専門職が必要

もう一つは職員の問題。この答申では専門的職員の養成と

いつていて、「的」というところがよく分からないが、それにしても、昨日、神奈川県立青少年センター廃止の問題で利用者の青年たちと話し合っていて、青少年指導専門の職員によっていろいろな活動をする青年、グループが育てられたこと、しかし、徐々にそういう職員が減らされて活動が停滞していったことを聞いて、やはり力量のある職員というのはすごく大事なんだと実感しました。自分の利用している公民館でも実感します。力量のある専門職員というものになかなか行き当たらない。この答申では「優秀な」といつているから、優秀な人材じゃないとやっていけないと分かっているのですよね。だからやっぱり優秀な人材を地元の公民館に配置してもらいたい。そうすれば地域の教育力も高まり、学校もよくなり、日本全体がよくなる。このくだりは数行で終わっていますが、しっかりやって貰いたい。

荒井 それでは谷岡さん、今までの話と絡めた意見も含めてお願いします。

●「何のために学ぶのか」ということに無関心

谷岡 僕は、この答申では、全体的にみて、住民や僕らが何のために学ぶのかという学びの目的にものすごく無関心で、それなのにやたらあれこれのシステムの導入を提案しているという印象をもっています。学習要求の高度化、多様化、個

人化という言葉がひんぱんに使われる。しかし、現実をよくみてみると、潜在化しているけれど、むしろ一人ひとりのなかには共同を模索する意欲があると僕は思う。これから求められる学びとは、そういう暮らしや生き方を模索する学びなのではないか。だからそういうものを支援する視点からシステムを構想するというのが普通の発想じゃないか。しかしここでは、どうも最初からそういう発想はない。

二番目に、これを自治体の生涯学習推進計画を担当する職員が読んだら戸惑うだろうと思う。基礎自治体はいつたいなぜあれこれの生涯学習機会充実方策に公費を支出し施策をたてなきゃいけないのか、その根拠が非常に希薄。生涯学習計画を構想するとき、自治体関係者は必ず地域課題とか政策課題とかを考え、それらとの関連の中で計画がどう位置付くか考えるけれど、ここではそういう課題にほとんど言及していない。



谷岡重則 氏

三つ目は教育委員会と関連行政との連携論。私の自治体の特性かもしれないが、社会教育行政を一般行政に統合してしまふ発想が非常に強いので、政策力学での乱暴な行革や統合論・一元化論に抵抗する意味での連携論としてこれは生かすことができる。生涯学習計画を構想するときに教育行政と首長部局というのは縦割りとは違うんだという発想での連携論。ただその連携を誰がどう進めていくかという具体策になるとあまり中身はない。生涯学習センターがそれになるかどうかはペンディング。

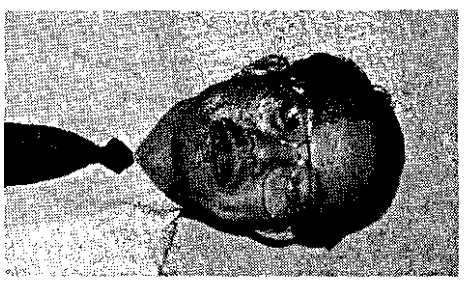
もう一つは学社融合論。学校施設の管理運営は殻がものすごく固いから、学社融合論というのはその堅い殻に穴を開け、穴を大きくする効果があるんじゃないか。社会教育サイドで事業を起こすときに、こういう議論を使って攻めることが可能かもしれない。ただ本質からいえば、市川さんがいつたように、学校の問題点をそのままにしたままでもいいかとなると、それは違うだろうと思います。

●振興と負担Ⅱ抑制の矛盾をわかったうえで提案

四番目は財政問題。生涯学習の振興ということを考えたとき、有料化というのはやはり負担になると思う。そこで一方で生涯学習の充実方策の振興をいい、他方で負担をいうのは矛盾している。だから矛盾していないかのようにいってくるめ

る論理が受益者負担論。この論理自体が振興と、負担つまり抑制の二枚舌。だから負担を前提にすれば、負担できる一定層に事業が誘導され、事業が相対的には抑制される効果があること、使用料や受講料を取れば財政論的にどういふ効果を及ぼすかという事は、財政関係者には当然わかっているはず。つまり、今までの社会教育では駄目で、広い個人の活動まで含めて生涯学習を振興するよ、といったおきながら「方では負担していただきます」といふことをいうその論理の矛盾は、実はわかっていて出されていると僕は読みました。

五番目は、ボランティア。僕はボランティアも字がプロセスのなかで位置づくとと思うので、ボランティアの是非についてには別に考えたい。問題はここでボランティアの受入れと誰がどういふ意図でどう活用したいのかがつきりしない。公民館での今までのような、いい意味で一番の支援者であつ



黒澤成次氏

●中身の濃い事業を求める職員の反省としての協同出資提案

一九九四年に青少年問題審議会が青少年のボランティア活動について「意見具申」をしましたが、国際貢献国家を担う青少年づくりという文脈の中に、ボランティア活動を位置づけています。荒井 たくさん論点がありましたが、もう一度それぞれの方からどうですか。

●大学の公開講座は大学の土俵を越えられるか

市川 基本的には公民館で学習権を保障し、無料で学習できるはずかい。振興と財源問題がこの答申ではイコールになつていないことは、僕らの学習会でも確認されました。しかし、振興しなさい、でも金はないとなると、ただならば程度のよくない事業でもしかたないとなりがちになる。それは僕らの反省としてある。そこで、そういう職員側の反省と願いを込めて、協同組合方式で出資をしてでも学習をしたいというような、中身の濃い事業をつくっていくべきじゃないかという意見が出たんです。

谷岡 僕はリカレント講座と大学の公開講座について少し意

●ボランティアは義務的にさえなる

人々たちを「ボランティア」といえないこともないが、この答申ではそういう人たちのことをいっているわけじゃない。それ以外のパターンの人たちにも入ってほしいと考えている。それはなぜか。その意図が分からない。そこを公民館なり教育機関なりがどの程度、政策的な意図とは別に実践的に組み換えていくことができるかが問題になる気がします。荒井 それでは編集部としてご参加くださっている長澤さんはどうですか。

長澤 まず社会に開かれる高等教育のあり方が、自由に学べるんだという市民の期待に応えるような状況にない。お金がかりすぎる。またこの答申の「地域における」というところを問題にしたい。地域にはいるんな方が住んでいてそこに係わるのが自治体ですが、このような答申では住民が差別的に捉えられていく。大学の公開講座などをやっても、参加できるのはある種の階層にならざるをえない。そうすると、本当の字がをつくっていくときの高等教育機関、大学の役割と一体何なんだろうかと矛盾を感じてしまいます。

ボランティア問題は今回の中教審答申にも強調されているがそこでは義務的雰囲気さえなっています。ボランティアは可能性をもっているが、一方で政策的な方向に傾いている。

校れなくなる。またリカレント講座開発とかかわつて公開講座の可能性も大学に尋ねると、やりたいけど経費がなく、教職員の理解も得づらから、教育委員会が首頭を取ってくれといわれる。そこで単純に考えて、大学がプログラムをつくつて提供するというより、大学が地域で教育研究活動をする、つまり市民大学や公民館での事業それ自体を研究、教育の現場にするように、フィールドをきちと地域に定めてくれるところも少しは動きようがある。ところが大学の公開講座は結局、大学の土俵の上で何ができますかという話になる。場所も大学の校舎を使い、公民館は使ってくれない。市民の人たちも大学のキャンパスのなかに入りたいのではないが、同じ先生でも大学のキャンパスでその話を聞いた方がいいのではないかと感じてしまう。大学の土俵を越えた構想ができていく状態なんです。つまり、これまでおのおの自治体で、また地域で行なわれてきた市民大学というような事業とはまったく関係なく、



大串隆吉編集長

リカレント講座とか大学の公開講座を企画するのでよいのかと疑問に思うのです。

大串 社会人入学や科目等履修生と公開講座とは違い、はじめの二つは学生で、系統的にやって、最後はゼミナール、卒論にいきつく。公開講座はその他大勢で、おもに聞くだけ、しゃべるだけ。ところが、今、二枚看板とか三枚看板とか公開講座そのものを単位化するという話もでてきている。

荏原 公開講座を受講したことを評価してどうするんですか。長澤 そうなんです。公開講座の本来の意味と違う。しかしそういった流れはある。

谷岡 これをすすめる人たちの話を聞くと、二枚三枚看板方式とか単位互換システムというのは金がかからずに合意さえあればできると強調している。

荒井 では今後生涯学習・社会教育施策を考えていくときに

●ボランティアをどうとらえるか

荒井 この答申といっしょに出された社会教育分科審議会の報告にも、ボランティアとして社会教育主事その他の資格を持った人を生かすと書かれています。

市川 臨時職員に代えろということ。行革路線の考え方で、職員削減は見え見え。

荒井 生涯学習振興の幻想をふりまき、他方で負担を強いて、お金がある人ならできますよというふうにいっているということのようですが、もし本当は振興はできないと正直に語られれば、市民はどうしてそんな財政にしたらんだ考えるのではないのでしょうか。

荏原 昔は住民が土地を提供したり、いろいろやった。だから状況が変われば、そこはなんとか知恵を出してやろうとなると思う。だけど今の日本だったら、財源がないと切っていくたら、結局、税金でやってくれるものとして最後に何が残るだろうか。福祉だってさらにお金を出さなきゃいけないという。だからここで切る、いやここは切らせないと、住民も頑張らなくちゃいけない。そして最終的にどんなものだったらやっていけるのか、お互い知恵を出し合うというふうにはいかない。

市川 だから市民の方々に共同運営者になってほしい。

財源問題もふまえて、人々の学習権を保障していくということとをどう考えていけばいいのでしょうか。

●自治体財政分析をふまえて議論する必要

谷岡 財源の問題については今厳しくなっていますから、自治体財政分析をして、その中で教育費というものを掘って議論しなくちゃいけない。世田谷区では、減税やそのほかの国の政策によって予定していた税収入が極端に落ち込んだ。バブル期の再開発の投資的経費の後年度負担もある。収支が大幅赤字で支出を減らさなければならぬことは事実。

そこでどの部門でもおしなべて単純に一律、削減するのはなく、どこは減らすことができ、どこは減らせないかを見極める必要があります。

たとえば事業経費はなかなか減らせないけれど、投資的経費は減らせる場合もある。だから施設使用料有料化などを問題にするときも、そういうことをきちんと指摘していかないといけない。

市川さんのいう住民協同は、具体的にそういう取り組みが出てきたら、公民館との関わり方をつくり直す議論をすればいいと思う。しかし財源については自治体財政の構造を把握しておかないと攻めづらい。僕は市川さんとは少し角度の違う投げ方をしようと思っています。

●幻想ではなく共同・協同へつながる

生涯学習振興を

大串 臨時職員型ボランティアと、住民参加型ボランティアというのがあって、両方が混在しているということ。市川 そうですね。臨時職員型というのは職員の不足分を安いい経費で市民の方を使って賄う発想のボランティアで、住民主体のボランティアというのは、学習をしたい方が主体的に取り組んで、職員といっしょに共同に学習を作っていく人たちだということです。

荒井 それではこれまでのお話をまとめますと、この答申ではまず学習の目的が不問にされている。また生涯学習の振興を提案しているが、結局、個々の市民に負担を強いる「抑制」を含んだ矛盾した提案になっている。しかし、書かれている部分部分のところで、またそれぞれの自治体の状況に応じて生かせるところもある。読み変える必要があるが、高等教育の開放、「民間」との連携、「ボランティア」、行政他部署との「連携」、「学社融合」等々。「優秀な人材」と書いて

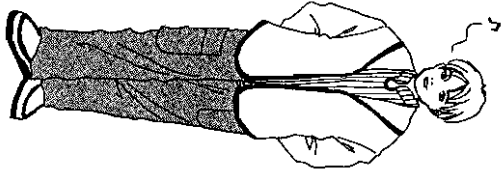
大 嶋 茂 男

社会的ニズとそれを担う主体形成

〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

— NPO、協同運動との関わり —

あるところは強調して生かしたい。
またこの答申は結局、なかなか見えにくい、ある階層には享受でき、ある階層には、お金がないからしょうがないとあきらめさせるような生涯学習社会を提起しているのではないか。
そこで生涯学習と浮かれているのではなく、なぜ財源がないのかという問題にまで考えを進めるとともに、財源がなければいって、戦後の公民館の出発からまさに税金などなくてやっていたわけだから、現実を隠した、幻想としての生涯学習社会ではないものを私たちはとらえていきたい。
人々は生きるための共同・協同を求めている。厳しい生活の中からやりくりしてでも学びたいことがある。それを支えるシステムを私たちはどう考えていくのか、財政問題も絡めながら考えていかなければならない、とまとめさせていただきます。



（記録のまとめ 荒井容子／記録協力 平田泰典）

現在の情勢の特徴を一言でいえば、持続可能な社会から持続可能な社会への転換の時代であり、その主体形成を巡って鋭い対立がある時代だといえることができる。
と同時に、前者の持続可能な社会を作ってきたのが、大資本と多国籍企業であることは明確だが、後者の路線を代表して、いま求められている「浪費の克服で持続可能な社会を作る」という社会的ニズを担う主体が、必ずしも鮮明ではないところ、現代の退迷の原因があることも明らかにしている。
大資本や多国籍企業の側からいっても、いまの情勢は以前の同じ政策の繰り返しでは、成り立たなくなってきた。その意味では持続不可能なのである。
大資本のひとり言を聞いてみよう。
—（1）いまやグローバルゼーションの時代であり、技術に

一 現在の情勢の特徴Ⅱ大資本の真意

「生涯学習審議会答申」地域における生涯学習機会の充実方策について」に関する直接的な評価は、他の論者が行うと思ふので、それを時代の大状況との関連およびNPOや協同運動との関わりで評価してみたい。ただし、直接的な論法による評価ではなく、以下の論文から評価を感じていただきたい、という趣旨でまとめたことをご了解頂きたい」

月刊社会教育／二月号／予告 特集Ⅱ子どもたちとのかわり

かがり火

論 文

このままでは危ない子どもの自立

「子ども親も」変わった！

上田幸夫

調査

子どもの食生活の変化とおとなのかかわり

根岸久子

報告

図書館活動を通してみた子どもたちの姿

佐藤涼子

子ども・父母・教師の相談からみえてくるもの

中西拓子

地域で共同の関係を創りだそう

河野和枝

子どもの成長への願いとともに

大釜正明

一学校も地域も子どもの活躍の場へ

野林豊治

子どもたちのための五日制を実現しよう

高橋秀子

子どもフリースタイルに23年かかわって

樋口優子

子どもが輝くとき子どもも変わる

も資本にも人の交流にも、国境がない。この競争に勝つためには、国内の産業を衰退させ、労働者の首切りをしても、自らを多国籍企業化しなければならぬ。その意味では、労働者の流動化も必要だし、それに応える成人の職業訓練や失業対策も、地方自治体で行ってほしい。

——(一)過去の高度成長時代からバブル経済以降にかけて、財政を湯水のように使って、政府と地方自治体が抱える借金は七〇〇兆円の巨額に達した(国債は一九九六年度末で二四一兆円、政府の隠れ借金は四三兆円、地方債など地方の借金が二〇一兆円、それにJ.R.清算事業団二一兆円、道路公団の赤字二〇兆円、住宅公団、林野財政、北海道開発、沖縄開発などの赤字)。これからは、消費税の増徴を大幅に増加させることと、福祉や教育文化、環境予算などを大幅に切り捨て、財政の再建を行なわなければならない。

また、借金の原因が①ゼネコン型の大規模投資、②軍事費、③財界、政界、官僚の癒着による非効率的財政支出にあることへの批判が強くなると困る。この責任追求がされないうちに、地方分権化などを行い、財政赤字に住民が責任を負う体制に変える必要がある。

地方分権といっても、現在の三三〇〇自治体を三〇〇自治体ぐらゐに少なくして、道州制度と中核都市構想で、地方主導のゼネコン型政治を継続することが望ましい。

——(三)地球環境の悪化もだれの目にも明らかになったし、

でも、それを大資本の一員として、あるいはそれに協力して生計をたててきたものとして、「大資本だけが悪いのではない。市民も悪かった。だから、どのようにして今までの路線の転換を図るのか分からない」というのが正直な声ではなからうか。

過剰商品化、過剰消費、浪費、過剰効率化の問題も、大資本ばかりでなく、消費者市民も同じ道を歩んできたからこうなったのではないか。その一端をみてみよう。

浪費の実態

現代の浪費構造は単純なものではない。実に複雑な様相を示しているのである。これは現代資本主義が、売上げや利益やGNP(国民総生産)を追求するものであることと表裏一体のものとして作られてきたものであり、ある意味では資本主義は全力を傾注して浪費構造を作りあげてきたということもできるのである。これは短い論文なので、浪費構造を具体的に説明することは出来ないが、項目だけあげれば以下のようになる。

①計画的廃物化政策

これについては、一九六〇年にV・バックワードが「浪費をつくり出す人びと」で鋭く分析したことだが、機能的廃物化政策、品質の廃物化政策、欲望の廃物化政策からなるとされている。

この対策として最大のものとなる「温暖化防止条約の締結国会議」が今年の一月一日より京都で開催される。ここでは、二一世紀にエネルギーの使用を六〇%も削減しなければならぬことが明白にされる。高度成長、GNP、売上げ、企業収益の環境が全く変わってきたのだが、それに対応するためにどうするのか分からない。少なくとも、従来のように全てを商品にする(過剰商品化)、出来るだけ多く消費させる(過剰消費、浪費)、すべてに効率を優先させる(過剰効率化)路線を継続することはできないが、その他の方策が分からない。

その点では、外国で盛り上がりつつきているNPO(非営利組織)を認める法律を作って、日本にも一定の条件を作る必要がある。ただしそれが大企業の路線に批判的なものになつたのでは困る。最近流行の「市民と企業と行政の三者のネットワーク」という路線でいってほしい。

大資本や多国籍企業の気持ちを代弁すると以上のようなものになる。

二 市民の主体性をどう確立するか——浪費の克服と三つの主体の確立

以上が大資本の本音だとすれば、それに対応する市民の側からの主体的情勢分析はどうなるだろうか。

一言でいえば、大資本の本音はそうだととしても、市民の側

②社会的スクラップ・アンド・ビルド政策

広大な田んぼを潰してショッピング・センターをつくり、既存の商店街を無人の街にするなどがその典型である。ゼネコン型大型投資のはほとんどがこの分類に入る。

③巨額な軍事費を使う

④達成する目標を超えて、物質とエネルギーを浪費する構造をつくる

動く歩道などはその典型。官官接待、会社や公費での飲食遊興などもその典型。

⑤統合的に価値あるものの一部分を取り出して価値を示し、他の価値を見捨てる。

米は評価するが、水田の水の量的質的保全機能、土壌の保全機能などを評価しない。

⑥もっとも効率的な生命力を弱めて、物質エネルギーに浪費させる。

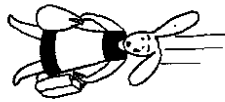
歩くことを忘れて自動車に、自然の体温調節機能を忘れてクーラーに頼らせる。

⑦社会的共同の力を無くして、金の力に頼らせる

⑧自給する力を弱めて外部に頼らせる

以上である。
こうした生活様式をつくりあげたのは大資本であるが、それを促進した市民という側面があるので事態は複雑なのである。

神 原 昭 彦



子ども「学び」が
地域に切り拓くもの

〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

三年生の社会科で、一学期に「市民センター」を探索しようという学習を行なった。子どもたちが地域にいくつある公共施設の一つを選んで出かけていって、なかを見学したり施設の職員や利用者からいろいろ話を聞いたりする、といった内容のものである。しかもそれはグループ単位の行動であり、授業時間を使って行なった学習である。子どもたちはそれぞれ自分たちで決めた施設を訪れ、すめ用意しておい

学校教育の現場に従事しながら、最近とみに学校と地域との関係を意識することが多くなった。それは、私自身の教員としての十数年に及ぶ歩みのなかで、だんだんと仕事に慣れ、余裕をもって学校の「まわり」を見回せるようになったことによることが大きいのかも知れない。しかし、社会状況に目を向けると、「学校」というものの位置が従来とは違った様相を持ち始めていることもまた事実だ。
「学校週五日制」の段階的実施は、明治期の学制実施以来の日本教育史上、画期的といえるものだし、「不登校」や「いじめ—自殺」という学校が抱えた重い問題は、「学校」を地域を含めた広い視野のなかで相対的にみる必要性を私たちに迫っているものだ。もはや「学校」を固定観念の呪縛から解き放ち、新しい視点で見直すことは、だれしも異存のないところまできたといえるだろう。

* * *

三 浪費を克服して、持続可能な社会の主体をつくる——その学習を

浪費を克服して持続可能な社会を作る主体は、まず以下の三つの主体として登場しなければならない。

第一に、政策主体である。研究者・専門家は自らをその主体として登場させなければならない。

第二に、生活・運動主体である。持続可能な社会をどうしも表現させなければならないと自ら考えるのであれば、自らの生活から浪費を可能な限り追放して、持続可能な方向に転換させなければならない。

第三に、経営主体を確立することである。ヨーロッパでは社会的ニースを実現することを明確に宣言し実行している企業群を「社会的経済企業体」と呼んでいるが、日本でもその確立が求められる。

その三者が連携して、地域で地区住民協議会などを組織して、地域と地方自治を新しい持続可能な社会への道に導いたときに、新しい社会が現実のものになるはずである。現在進められている地方分権には民主主義の発展という要因も関係している。その条件を生かすべく、そのとき求められる成人の学習の内容も、従来の学習内容とは大きく変わってこなければならないはずである。

地域の食料と農業、福祉、環境、教育と文化、まちづくり

仕事づくりと地域の自立的発展の道筋を明らかにする学習プログラムこそ必要になっている。それをどうするか、それを具体化する三つの主体の学習こそ中心にすわるべきである。その先頭に立つのはNPOや協同組合であるべきである。協同組合運動は本来、NPOやボランティアの事業部門あるいは経営主体という性格をもっていた点を踏まえて、自らの再生を図らなくてはならないだろう。

「生涯学習機会の充実方策について」の答申をだれがどう活用するかで、その内容が変わっていくというのが私の結論である。「自分たちの学習内容くらい地区住民協議会で決めろ」と住民がなつたときにこの答申を生かすことができるのである。

（おおしま・しげお＝（財）生涯総合研究所）

プロフィール

一九七七年茨城県下館市生まれ。

大学卒業後、同大学生協専務理事。一九六九年日本生活協同組合連合会に移籍し、組織部長、関西支所長、関西地連事務局長を歴任。一九八六年全国消費者団体連絡会事務局長。一九九一年六月一日より現職。

近著に「リサイクル社会」（新日本新書、九三年）、「消費者運動のめざす食と農」（農文協、九四年）、「協同組合経済」（生活ジャーナル者、九五年）、「環境の世紀の経営学」（家の光協会、九五年）がある。

た質問をしたりして、学校に戻ってきてからも、「先生、楽しかったよ」と生き生きとした表情で事後報告してくれた。その後、この学習はそれぞれのグループが学習したことを交流し合う「学習発表会」でひととおり終えるが、私はこの学習を通して、子どもたちの「学び」について改めて再認識させられる思いがした。

学校の授業というと、教室のなかで教師の話を中心に進められるというタイプのものが多いが、この学習では、子どもたちが学校をとり出し、地域という場でさまざまな人たちとのつながりを持ちながら進められたものとなっているのである。ある人はそれを「そういうことなら別に学校教育でやらなくてもいいんじゃない」というかも知れない。しかし、学校の機能を第一義的に「子どもたちがともに学ぶ場」ととらえるならば、このような学校という狭い空間に限定されない、広がりをもった学習を展開し、それを共同の学びへと高めていくことこそ、学校が先ず担っていかなければならないものといえるのではないか。このように、子どもの「学び」を中心に据えるところから、視野のなかに地域とのつながりもとり込んでいくところに、「学び」の本質があるといえるだろう。

では、今まであげてきたような「子どもの学び」の視点から、生涯学習審議会答申をみると、どうなるのであろうか。

箇所に端的にあらわれている。

「中学校における部活動」という学校教育、社会教育ともに看過できない重要な問題に対して、わすか三行の記述だけですませているが、それで問題解決の展望が開けるのであろうか。

私自身の経験でいえば、調布市体育指導委員会の会合で、「地域にはスポーツの得意な大人がいてほしいのに、どうして学校の先生だけが全部請け負っているのか」という意見が出されたことを鮮明に記憶しているし、昨年受け持っていた六年生の保護者から、「息子が進学する公立中学校にはサッカー部がない。指導していた先生がよその地域に転動になったとたん廃部になった。子どもたちにあれほど人気のあるサッカー部がないというのはどう考えても理解できない」という話を聞かされたときも、正直いつて驚いた。この「中学校部活動問題」に、私は現在の子どもと教職員をとりまくさまざまな問題の重要な部分が集約されていると思うが、こういう問題にこそもっと大胆な提言を打ち出し、早急に手をつけなければいけないといえるのではないか。

たしかに学校の部活動を地域に開くとはいっても、そこには民間業者が入ってくる余地の問題もあるし、地域の人に任せることによって、特にスポーツクラブに多い、軍隊的な絶対服従の規律でしばりあげて、ただひたすら勝利を追うといった事態を招きかねないという予想も当然成り立ち得る。

答申のIIの柱、「地域社会に根ざした小・中・高等学校」では、「1地域社会の教育力の活用」とうたっており、具体的に「特別非常勤講師制度の活用」「学校行事や部活動での専門家の活用」「社会教育施設等の活用」の三点があげられている。学校教育への「それと」の人たちのかかわりを積極的に打ち出したこのような提言に対して、私はまず基本的な方向としては賛意を表したいと思う。先ほど述べたような子どもの「学び」を保障する手立てとして、地域の人たちと接し、対話を進めながらいろいろなものを吸収していくことは子どもたちに豊かな実りをもたらすものだ。資格をもつ教師と教えられる存在としての子どもだけでなく、子どもたちがいろいろな人たちとのつながりのなかで学んでいく場としての学校への、転換のカギがここにあるように思う。

ただ基本的方向としては積極的意義を認めつつも、以下述べる二点においては、私は物足りなさ、あるいは強い疑問を感じざるを得なかった。

その一点目は、現在、学校教育の抱える問題点に対する認識が甘く、中途半端なものしか打ち出していないということである。それは、「学校行事や部活動での専門家の活用」の

しかし、だからといって現状のまま放置してよいことにはならないのであり、だからこそもっと具体的に、かつ踏み込んで提言してほしい。

私見によれば、「課内活動」においても、地域で人材登録バンクを作成すること、小学校でよくあるように、学校単位とは独立に地域単位にスポーツクラブをつくること、などが考えられる。その際、必ず押さえておかなければいけない視点は、学校とそれらの指導者との連携（ネットワークづくり）ということである。ふだんから両者が話し合いの場を数多くもっておけば、思わぬ方向への過熱化を防げるだろうし、それに何よりも子どもたち自身の「学び」が十分保障されることになるのである。

私が答申の提言に対して抱いた疑問の二点目は、提言に沿うような方向で学校がよりオープンになり、子どもたちの「学び」がしっかりと保障されていくとしたら、論理的帰結として避けて通ることのできない、子どもたちの「自治活動」、ひいては「教育内容の政治的中立性」の問題はどうなるのか、ということである。

答申では「はじめに」の部分で、「現状を改善するためにとるべき方策」として「具体的な施策」を四つあげているが、そのなかの「第二は」のところで「学校は（中略）すなわち、

宮
島
敏

高齢者の学習を

〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

めぐって



自分で考え、判断し、行動する力を養い」と記述されている。

この「行動する力」については、最近の授業や学習についてのさまざまな議論のなかでも、学習過程にしっかりと位置づけられているものであり、実際にも、子どもがひととおりある社会事象について学んだのち、企業や役所などに対してメッセージや質問、要求の手紙を送るという実践がよく見られる。その場合見逃してはならないポイントは、もし子どもたちから進んで署名を集めたり手紙を送ったりという「行動」を起こしたとして、従来からさんざんいわれてきたような「政治的中立性」の問題には当然、無関係ではあり得ないということだ。新潟県巻町では原発住民投票をめぐる、子どもたちを政治に巻き込むということで、学校で子どもたちにもその問題について議論させなかったという事実は、一つのケーススタディとして深く考えさせるものをもっている。子どもたちが学ぶ内容を国家が決める、ことさらに「政治的中立性」に神経質になるよりも、子ども、教師、保護者、市民が話し合いながらカリキュラムを編成し、大胆な実践を展開していくことの方が、確実に子どもの「学び」の保障につながっていくことは明らかである。

もし本気で子どもの「学び」を社会教育、生涯学習にも広げて押し進めていくつもりがあるのなら、現在の教育行政は、指導要領、教科書検定制、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの点について、かなり大幅な見直しを迫られ

ることになるだろう。

最後になるが、私が描く「学校と社会教育・生涯学習のビジョン」を簡潔に示して、この小論を終えたいと思う。

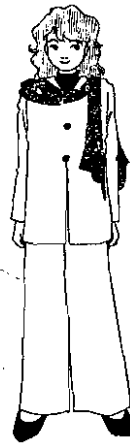
学校を「地域の学習センター」として位置づけ、学校の「うち、そこ」を問わず、大人と子ども、人と人とのつながりをベースにした「学び」を展開させていくこと。

地域・学校が手を携え、「学びのネットワーク」を形成する場となること。

（かんばら・あきひこ 八王子市立横山第二小学校）

プロフィール

一九五五年生まれ。現在、三年生を担任。教育科学研究会常任委員。社会教育とのかかわりとしては、九〇年～九一年調布市体育指導委員、九五年日野市社会教育センター「平和展」実行委員としての活動などがある。



はじめに

高齢化の問題を生活の全般的なシステムの問題としてとらえれば、高齢者問題を高齢者の学習にとどめることなく、生涯学習、住宅、医療、介護など、高齢化をめぐる施策と重ね合わせ、現場実践のなかで学習の機会を提供してきたのかを問わなければならない。生涯学習審議会答申（以下「答申」と略す）の読み方も、施策と現場実践の重ね合わせ部分から読み取ることが望まれる。

一 高齢化の課題と総合的な対応

高齢化をめぐる施策は、ほぼ同時代的にすすめられている。高齢者の学習や教育に関する施策は、「高齢者学級の開設の委嘱」（一九六五年）にはじまり、その後も「高齢者学習活動促進方策の開発」「高齢者教室の開設に対する助成」「高齢者人材活用事業に対する助成」「高齢者の生きがい促進総合事業に対する助成」「長寿学園開設事業に対する助成」などによって、順次策定されてきた。

一方高齢者問題は、一九七〇年代の後期以降に論議された社会福祉サービス論とその後の在宅福祉サービスを重視する基本施策の策定を軸としながら、「長寿社会大綱」（一九八六年）や翌年の「今後の高齢者対策の基本的方向について―老人懇談会」などによって大局的に方向づけがされたといつて

よい。

老人福祉法（一九六三年）は、一連の社会福祉関係八法改正にともない内容が一部改正された（一九九一年一月）。この社会福祉改革では、社会福祉事業法第三条の二（地域等への配慮）にあるように、「国、地方公共団体、…は、…関連施策との有機的な連携を図り、…地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」ことになり、従来の援護、育成又は更生の措置を受けとる立場にあった国民の立地点を主体者の立場にかえたところに特徴がある。

このことをうけて、老人福祉法の第二条と第三条（基本的理念）は、敬愛される理由や社会的役割などを保護的色彩から主人公としての参加型へと変えた。また第十三条（老人福祉の増進のための事業）は、教養講座やレクリエーションを地方公共団体が行なう「健康保持事業」として明確に位置づけた。

このような動向をふまえると、「高齢者の生きがい促進総合事業（高齢者教育促進会議、高齢者生きがいセミナー（高齢者教室、ボランティア養成講座、高齢者国際セミナー）、高齢者人材活用、世代間交流事業、長寿シンポジウム、相談事業」（一九八四年）を、どれだけ現場実践のなかで単発事業の寄せ集めではなく構造化して取り組んできたのかということが、今日的な課題を規定してきたように思われる。

課題となる。

このときに行政が情報の集積を可能とする連携を、公的なセクター間のみならず、民間のセクターとの間にももっていることが重要となる。知りたい情報とは、行政が責任をもつ範囲や種類だけではなく、市場レベルの情報も含まれ、その全体の情報量のなかからの選択が必要となるからである（注2）。

三 学習主体者としての高齢者像

発信できるだけの情報を集積していることと同様に重要なのは、学習の場面に登場すべき人たちの動向を把握することである。学習主体者としての高齢者の「老後」の集まり方の特徴は次の二つである。第一は地域的に密着したタイプで、デイサービスや老人福祉センター、老人憩いの家を利用したり単位老人クラブや年金者組合に加入したりする。第二は地域との関係があまり密接ではないタイプで、企業単位のOB会組織で活動したりカルチャーセンターに通ったりする。また生活の仕方が「土着」「通過」「呼び寄せ」のどのタイプなのか、これらは高齢者像を深めるために不可欠な視点となる。

もう一つの特徴は、高齢者世代が、いまとは違う、学歴による就業面の階層分化がはつきりした時代を経験していることである。学習グループは同質傾向が強く、なかでも男性の場合は顕著に表れる。しかし、女性の場合は高学歴化が世代

二 豊かさにつながる学習への期待

現代の六五歳以上の高齢者世代は、わが国の近代化と一体となり人生を送ってきた人たちである。価値観は「豊かさは努力の結果」「人並み意識」「善悪で判断」「組織に忠実」「勤労は美德」などで、老後にこそ生産関係から解放された自己完結的に悠悠自適でありたいと願っているといわれる。では、どのようにして健康や老いを感じているのだろうか。

身体的機能では視力の低下や聴覚の鈍化、外見上の変化では白髪やしわ、知的機能では記憶力や意欲の低下で、生きがいは趣味や娯楽、つきあいや働くことで、「動けるうちは動くことがあたりまえと思う」人が七割を占めるという。学習に対しては、趣味や娯楽の四分の一程度しか関心をはらわないうち、一緒にいて楽しいのは配偶者と子どもだという（注1）。ここでのほった事項は、住宅、家族、食事、仕事、友人、ショッピング、介護、医療、年金など日常生活に多々登場する項目である。通常、健康という言葉の響きの裏側には、病弱、衰、静を想像させ、介護、医療、死を連想させる。ここでの学習に課せられた老いへの準備は何か。個人の心身の健康と家族や地域社会とのつながりのなかで開花する社会化された介護との付き合いである。だが情報は定かではない。豊かなくらしを選択できるような学習が行なわれるかどうか

的にすすんではいなかったので男性と同様に当てはめることはできない。そして、生活基盤が地域社会に多くあったことから、地域での学習活動には食欲ですらある。

さらに言及すれば世代論としての仕分けである。三十代と五十代が明らかに違うように、高齢者を一くくりにはできない。だからといって前期高齢者と後期高齢者のカテゴリーだけで区分されるものでもない。個々人のライフステージを考慮して、就業状況に一定程度規制された集団や個人、集まり方、生活の仕方などに焦点をあて、分析対応すべきであろう。

四 未来を創造する情報が伝達できる事業

「答申」によれば、情報の集積と提供が一体となること、また実施する事業の内容が趣味・文化・教養などに偏らずに職業に係る知識・技術の向上や市民意識・社会連帯意識などに関する学習や、介護等の生活技術の習得に係る学習などに取組むこと、社会資源の有効活用の観点から、個人を含む民間セクターとの事業の連携や、専門的な知識・技術をもつ人々を効果的に活用することを提言している。このことについては、どのように連携するのが問われているのだととらえるべきである。

「答申」はたしかに無原則的な連携をちりばめている。権利としての社会教育の思想は感じられず、皮相的で項目によってはボランティアの活用と専門性の追求との関係が不明なと

石原照盛

ボランティア活動について

図書館を見て

〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

ころもみられる。だが、ボランティアの活用が直ちに専門職の否定につながるのならば、専門性の発揮そのものに問題が生じるのではないだろうか。ボランティアの参加は、市民の参加という側面から大いに賛成すべきである。ならば専門職とボランティアが協力して、よりスケールの大きい事業が展開できるよう、専門性を発揮することこそ肝要ではないだろうか。また有料化の背景には、絶対少数者への公費導入への疑問があるのではないだろうか。しかし、社会福祉サービスの利用者が「学習」場面に登場することはきわめてまれである。ましてや「有料化」された学習は自立した市民の参加利用を前提としているからなおさらである。

では何をこの指標をくつがえすのか。一つの工夫は、受講した市民が、単に「判ってよかった」とか「勉強になった」にとどまらず、たとえば発表の機会を通じて感銘を与えたり、地域にもどって何がしかの担い手になるといった他者への働きかけが、評価の項目に加わることでないだろうか。本来、受講した市民が受容するのは当然だからである。

高齢社会の最大の悩みは、社会的な介護に適應する人材開発の遅れである。「答申」を前向きにとらえれば、「このままでは介護してもらえないから困る」で終わる学習を、たとえば「ならば担い手になる」につながる学習にかえることが重要となる(注3)。

おわりにかえて

高齢者の学習をめぐる、その一断面にふれてきた。望むべきは、生涯にわたる生活設計がみえる事業が満ちあふれるほど行なわれることである。そのためには、企業のもつエネルギーを効果的に活用することも必要である。ここ何年か、企業は社会貢献の考え方から地域社会との融合をはかっている。東京ではある企業が福祉施設職員の接遇研修に職場を提供し、福祉施設も企業研修に場を提供しているという。

要は本質を堅持しながら、吹いた風をとらえて推進力に換えるヨットのような操縦をできるようにすることである。いずれにせよ高齢者人口は増加する。豊かさを創造できる福祉社会の建設は急務である。そのための事業が数多く望まれる。

(34)

- 注
- (1) 「高齢社会に関する世論調査」東京都情報連絡室(一九九四年)
 - (2) 「老人保健福祉計画の現状と課題」自治総研ブックレット 51 佐々木恒夫(一九九六年)
 - (3) 「高齢社会における社会教育の現状と課題」東京都立多摩社会教育会館・高齢化社会と高齢者の学習を考えるセミナー報告書 拙稿(一九九六年)
- (みやじま・つとむり社会福祉法人 聖隷福祉事業団 高齢者公益事業本部)

はじめに

邑楽町は群馬県の東部に位置し、現在の人口は、二万八〇〇〇人、世帯数八〇〇〇戸で、近年住宅造成が進み、徐々にではあるが町の風景が変わりつつある。

この邑楽町に、町民の悲願であった図書館がオープン(一九九五年一月)して一年半が過ぎようとしている。一般会計予算七〇億円程度の町で九億五〇〇〇万円の公費を投入し、延べ床面積二〇二五平方メートル、最終資料収納スペース一五万点の図書館がスタートした。

一九九五年度は入館者一五万人、資料の館外利用者七万人、貸出資料点数二〇万点で、利用状況は、県内でも貸出率が上位に位置する。正規職員四人、週三日勤務の臨時職員一〇人で、決して職員体制が恵まれているとはいえず、利用者に十分な図書館サービスが提供されているか疑問ではあるが、熱意を持って図書館を守り、図書館が利用者に信頼され一人一人の町民のくらしの中に位置づくことを願って日々勤めている。近年、図書館ボランティアの導入をはじめた図書館の話に耳にするようになった。その具体例と、この間の国の図書館ボランティアの政策動向を追いつながら検証してみたい。

図書館ボランティア事例二題

先日、群馬県図書館の協力車(月二回巡回)が配送する資

料の中のR市の図書館だよりを読んで「図書館ボランティア」の記事が目飛び込んできた。その内容によるとR市の図書館ボランティアは養成講座を受講した会員により組織され、活動内容は、①書架の整理、②新聞の切り抜き、③団体配本の準備、④本の装綴、⑤二次資料の制作、⑥ワープ人口力、⑦古本市の準備、⑧図書館主催事業への参加の八項目。さらに各自の得意な分野で図書館をサポートしているとのこと。

私は、図書館でのボランティアは、①子どもへの読み聞かせ、②対面朗読、③録音・点字図書作成程度のことと考えていたが、ボランティアの活動範囲が本来の職員の仕事にまで含んでいるように思え、驚いた。

利用者のフライングの問題は？司書の専門性の問題は？職員とボランティアの関係は？図書館運営の中のボランティアの位置は？本来図書館職員が責任を持つてやるべき仕事までをボランティアに任せて良いのかなどさまざまな問題が浮かんてくる。

この夏、群馬県立図書館も図書館ボランティアを広く県民に呼びかけた。呼びかけ文には、「近年、心の豊かさを求める人々の中に、ボランティア活動を通して生涯学習を推進しようという気運が高まっています。県立図書館では、これに応え、生涯学習の場を提供するとともに、県民参加による開かれた

語られ実践されてきたが、いつ頃から社会教育施設の領域に政策的に出てきたのだろうか。

一九八六年（昭和六一年）二月三日、社会教育審議会社会教育施設分科会は「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告）」をまとめた。この報告書は、図書館現場へのボランティアの具体的な活動事例として、児童障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリーリーディング、紙芝居、読書会活動等の集行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援活動、書庫の図書整理および破損図書の修理、レファレンス・情報提供における司書への協力、民話等の郷土資料の収集活動への協力などを上げている。

次に一九九二年（平成四年）七月に出された「生涯学習審議会の答申」今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策についてでは、図書館司書などの資格を定めた法令から資格をとる際の基準となっていた「大学卒」の規定をなくす方向が示され、学歴偏重への批判的見地から、ボランティア活動や社会経験の評価の重視を打ち出している。

この答申が新聞で発表されると日本図書館協会は、常務理事会を開催し、文部省に対して今後の国の図書館行政についての見解をまとめ、平成四年度全国図書館大会で四つの観点からそれを発表した。①学歴偏重の是正について②司書の専門性について③ボランティア参加の問題について

図書館づくりを促進するために——とあった。これに五五人が応募し、二日間の研修会を受講した。研修内容は、①ボランティアの基礎理論、②図書館とは何か、③県立図書館の概要及びカウンターの仕事と配架資料の案内、④館内見学、⑤図書館法とフライング、⑥資料の流れと目録・分類の仕事（書誌画面の見方やレベルの意味）、⑦ビデオ観賞、⑧書館の人々（日本図書館協会制作）、⑨資料の並び方であった。研修を終えた参加者は、①資料整理部門（郷土関係のビデオ資料作成）、②広報部門（ボランティアだよりの企画、編集）、③環境美化部門（持ち込み材料による環境改善）、④外国語資料部門（外国語資料整理）、⑤総合利用案内部門（館内案内や主催事業への参加）と分かれて活動している。

県立図書館の今回の取り組みの整理をしてみると、「生涯学習を推進する」とはボランティア活動を組織するということなのか？社会教育施設（図書館）のボランティアのあるべきすがたを職員とボランティアの中で確立した上での実施なのか？県内公共図書館への影響を考えた上での実施なのか？本来職員がするべきだったが、今まで手が付けられなかった仕事をボランティアにさせていないか？などが問題点として感じられる。

国の図書館ボランティア政策

ボランティアという用語はもっぱら社会福祉の場面で多く

④今こそ図書館専門職員（司書職）の制度を、特に③の文章は「生涯学習のひろがり」ともいえない、ボランティアとしての社会参加は、それとして大切なことである。しかし「答申」のなかでも特に付言されているように、図書館の人手不足を補うための、恒常的労働力となるようなボランティアへの依存は、むしろ図書館の専門的機能を希薄化し、その発展を妨げ、ボランティア本来の主旨に反するものである。図書館の運営の基本は専門的職員を中心として職員全体によって支えられることを前提とした上で、ボランティアの参加と協力のあり方を考えるなければならない」と図書館におけるボランティアのあり方について述べている。

そして、一九九六年（平成八年）四月の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「ボランティアの受入れ」の項に、「人的体制の整備の上で施設職員とともに、施設業務に対して協力・支援を行うボランティアも重要な要素となる。ボランティアの活動は、施設にとつてその組織運営の活性化に重要である……積極的なボランティアの受入れを進めることが必要である。その際……略……司書を有しながら実際の業務に就いていない者が多数存在することから、こうした有資格者の持つ専門的知識やそれぞれの多様な経験等を活用することが有意義である」と述べている。

しかし、この答申と同時に生涯学習審議会社会教育分科審

新田 照 夫

高等教育・大学の 立場から



〔特集〕生涯学習審議会答申をどう読むか

議会から出された「社会教育主事、学芸員および司書の養成、研修等の改善方策について」の報告では、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の構築のために専門職の果たす役割が重要であると報告している。

むすびにかえて

前述した、今回の生涯学習審議会答申の中の「ボランティアの受入れ」の項を読み、かつボランティアの自己実現の場所に図書館が利用されているその実態を知り、職員の専門性の問題や行政責任としての図書館運営のあり方が益々不明確になっていくのではないかと不安を感じた。

図書館が、教育機関としての立場から、豊かな生き方を願って生涯学習に取り組む人を援助する姿勢は大切である。熱心で主体的な住民あつての図書館ともいえる。しかし、それらの人々に図書館を自己実現の舞台として提供するとき、図書館が守ろうとしている利用者のプライバシー、司書の専門性、そして住民の税金に込められるだけの十分な図書館サービスの質という点はより慎重に検討をしなければならぬと思う。利用者のプライバシーが保証される活動範囲はどこまでか。司書が図書館のプロであるための研鑽と専門性として譲れない一線はどこまでか。また行政の人員不足で十分なサービスができない点を無償の奉仕者で穴埋めしようとの雰囲気はないかなどが心配される。図書館にとって一番大切

な図書館サービスの質的な維持・業務の安定性、持続性の確保という視点から考えてもまだまだ解決しなければならない問題が山積みしているのではないだろうか。莫大な公費を投入した図書館を住民一人一人のくらしの中に位置づけるためには、これらの問題と職員体制や予算不足を解決できない状況での安易なボランティア導入は、図書館運営の混乱をまねき、かつボランティアに参加する人々に不信感を抱かせるだけである。そして図書館の本来の社会的使命を十分に果たせなくなる。

ボランティアを受ける側は、何かに困っているからボランティアのサービスを受けたいのだ。そして図書館がボランティアを受け入れる本音のところは、人手不足、予算不足という問題に困っているということだ。しかし、ボランティアを受け入れるということは、実はそのような問題の根本的な解決ではなく、目先の解決に走る口実を与えることになりはしないか。私にはどうしてもそう思えてならない。

（いしはら・てるもり 群馬県邑楽町立図書館）

プロフィール

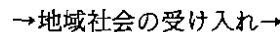
一九五四年、群馬県邑楽町に生まれる。一九七七年四月邑楽町役場に入職、邑楽町平地林の会、邑楽町ホタルの会会員、於波良岐常民学舎事務局員、邑楽町職員組合前執行委員長、群馬県児童保育連絡協議会副会長などを歴任。

近年生涯学習体系の中に高等教育を組み込んでいく施策が相次いで出されている。今年の四月に出された生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、社会教育から小学・中学・高校そして大学教育にいたるすべての段階の教育を生涯学習体系の中に組み込んでいく方策が検討された。（図1参照）

しかし同答申にはいくつもの重要な問題がある。第一に、高等教育が地域のニーズを受け入れる政策については詳細に提起されている点と比較して、高等教育側から主体的に地域社会へ働きかけていく政策については弱いといわざるを得ない。また第二に、「高等教育」「小・中・高校」「社会教育」「研究・研修施設」の縦の関係が生涯学習政策の中でどうなっていくのか、という点についての教育論的説明が不十分である。これら二つの問題に共通する点は「地域社会の中で生涯学習事業の中核となるべき教育機関あるいは学習施設が内部で抱えている諸問題をどう解決していくか」という施策と、ここで提起されている生涯学習事業との関連があまりよく見えてこないという一点に絞られてくる。

たとえば、財団法人関西経済同友会は「地球時代の新世紀を拓く人づくりを目指して―教育改革への提言そのII 大学教育の変革を中心として―（一九九五年五月）」の中で、現在の大学が内部で抱える問題として以下の三点を指摘している。

2. 地域社会への貢献



⑥研究能力を重視し、教育能力を軽視する大学教育

⑦求められる人材：普遍的な新しい価値を創造できる、個性と創造性に溢れ、国際性に富む人材。一八歳人口の減少、生涯学習の広がり、大学教育の質が問われる時代

地域の教育センターとしてのコミュニティ・カレッジが大規模に制度化されていった。アメリカ合衆国の経験で注目される点は、大学の大衆化が単なる施設の開放や大学に余裕がある範囲での門戸開放に止まらず、大学の基本的機能そのものを地域社会に開放し、大衆の大学教育の論理を徹底しようとしたことである。アメリカの経験で確認しなければならぬ点は、「大学の大衆化」が決して大学における教育・研究の自由と自治を否定するものであつてはならないということである。この点では、今回の生涯学習審議会答申は大学教育論として不十分であるといわざるを得ないであろう。「大学と地域社会」の關係をつきつめるならば、大学は深刻な自己矛盾に直面せざるを得なくなつてくる。そしてこの矛盾は決して「大学の大衆化」と「大学の自治あるいは教育・研究の自由」との対立ではなく、もっと深い部分、つまり学問・研究をめぐる世界観あるいは方法論をめぐる矛盾である（拙稿「生涯学習と高等教育」（『月刊社会教育』一九九一年二月号、参照）。そこで生涯学習における大学教育論を考えていく第一歩として、現在大学が受け持っている正規の生涯学習関係カリキュラムの現状と問題点について見てみたい。

「生涯学習審議会社会教育分科審議会」が平成八年四月に発表した「社会教育主事・学芸員及び司書の養成、研修等の改



(につた・てるお)名古屋明德短大

紙面の都合上、学芸員と図書館司書については言及できないが、地域社会で眠っている人材を出来る限り発掘・活用するために、これまで地域社会とほとんど関係を持たなかった高等教育機関を最大限活用しようとしている点で特徴が見られる。

今年六月にだされた第五期中央教育審議会答申が、学校五日制の問題を中心に学校のスリム化を打ち出していることとを合わせて見るならば、生涯学習の事業を通して学校教育を教育内容まで含めた極限まで整理・合理化し、同時に地域社会と家庭に対しては学校を補完する機能を持つよう整備していく施策が総合的に提起されようとしているということができよう。

見方を変えるならば、学校の行き過ぎを見直したり、地域の教育力の在り方を社会全体で考える契機になるかもしれない。しかし「行政の合理化と財源の縮小のために、地域の教育資源を最大限利用する」という目的が全面に出過ぎるならば、地域の教育力を高めることや主体的市民形成のための生涯学習事業につながるかどうかは疑問が残るであろう。

『月刊社会教育』 一二月増刊号 好評発売中

巻頭言 さらなる力量と、しなやかさ、そして逞しさを 荏原やえ子

【第一部】日本の社会教育1996 社会教育実践の課題 “こころ”の視点から探る 秋元 淳

社会教育政策の動向 生涯学習政策の“転換” 上野景三

社会教育理論研究の動向 現代教育の転換と生涯学習・社会教育の理論 辻 浩

社会教育関係文献・資料/年表 津田英二/深作拓郎

【第二部】第三六回社会教育研究全国集会報告

□第一全体会報告 いのち輝く時代へ 岩佐 克彦

□各分科会報告 □課題別セミナー報告 飯沼 潤子

1 子どもの命を育む教育 2 自治体再編と社会教育の課題 黒沢 右宏

3 いのち・くらしの地域づくり 植松 賢也

4 専門職採用の現状と社会教育を学ぶ学生の課題 天野 早苗

□シンポジウム 小川 利幸

□集会総括 一九九六年夏 埼玉 小林 繁

図2：改善の基本的方向

大 学	→	1. 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化 ①新設科目：「生涯学習概論」(3資格共通科目) ②社会教育主事(24単位以上)〈現行通り〉 ③学芸員(12単位以上)〈2単位追加〉 ④図書館司書(12単位以上)〈2単位追加〉 ⑤3資格の科目代替の認定範囲を拡大 ⑥3資格に要する実務経験の対象範囲を拡大
	→	2. 講習内容の統一、期間の分割、単位累積による講習終了
	→	3. 研修内容の充実と研修体制の整備
	→	4. 高度な専門性の評価
	→	5. 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用
	→	6. 養成を行なっている大学の連携・協力の推進

社会教育主事

- (1)大学における養成内容の改善・充実
- ①「社会教育の基礎(社会教育概論)」(4単位)→「生涯学習概論」(4単位)
 - ②「社会教育計画」(4単位)：学習情報提供・学習相談に係る実践的内容を重視

- (2)科目代替の認定範囲の拡大
- ア：国立社会教育研修所・社会教育施設の研修
 - イ：地方公共団体が実施する研修
 - ウ：学芸員、司書等の科目合格・履修
 - エ：専門学校での科目の修得
 - オ：文部大臣認定の技能審査
 - カ：大学公開講座

- (3)実務経験の対象範囲の拡大
- ①社会教育に関係のある職
 - ア：生涯学習に関する職務
 - イ：社会福祉等に関する職
 - ウ：社会教育関係団体の専門的職員
 - エ：社会教育施設職員
 - オ：公民館等の非常勤職員またはボランティア
 - カ：民間生涯学習関連事業所の専門的職員
 - ②教育に関する職
 - ア：学校の助手、教頭、養護助教諭
 - イ：専修学校の校長及び教員

【特集】生涯学習審議会答申をどう読むか

《私たちは生涯学習審議会答申をこう読んだ》

定例会での感想から

東上沿線「月刊社会教育」を 読む会

まず全体を通しての感想は、学校教育に関しては具体的でわかりやすいが、社会教育に関しては抽象的でわかりにくい、そして公民館がほとんど問題にされていないということであった。

「I 社会に開かれた高等教育機関」の項では、大学が地域に開かれることについて、ただ開けばよいのか、大学の自治の問題や教職員が多忙になるであろう問題はどうするのか、まず大学とは何かの議論が先ではないかという意見があった。全体的に資格主義を前に押し出しているが、職種組合がしっかりしているヨーロッパなどと違い、日本ではその資格が仕事や暮らしに活かせるかどうか疑問である。

「II 地域社会に根ざした小・中・高等学校」の項では、今まで文部省では使われなかった「地域社会に根ざした」という言葉に、これは評価できるのではないかという声があった。今まで地域に出ることに消極的だった学校を、読み取り方によっては「地域に根

ざした」学校にする可能性を秘めた項目である。また父母が学校運営に参加し、教育についてきちんと発言していく必要があるという意見が出された。

「III 地域住民のニーズに答える社会教育・文化・スポーツ施設」についてであるが、ここで例としてあげられている「現代的課題」は今の社会教育活動に欠けがちな部分であり、公民館でも考えなければならぬ最低必要な課題ではある。しかし、社会教育では、住民の立場から、具体的な生活の事実の学習を通してそれらに接近することが大切にされなければならない。ともすると生涯学習がマニュアル化しそうな危険を随所に感じるという意見が出された。ここでいわれている学習者の立場にとつての「学習」とは当面する課題についてのハウツーものという感じが強く、コーディネート者の養成やネットワークづくりという提言も、いまいちピンとこないというのが実感。「学社融合」という言い方については

気持ちが悪いという意見もあった。それにしても公民館や公民館職員がほとんど語られていないのはなぜだろう。民間でなければ住民のニーズに答えられないといわれるのは、今まで公民館がそれに応えていないからではないか、という反省の声もあった。

有料化の問題や、明らかに企業利益が見え隠れするような提言もあり、もつと深読みして議論しなければならぬ問題であるが、解釈の仕方によっては、住民がこれを楯に学習権を確立したり、真の学びとは何かをもう一度職員や研究者と学習しなおす機会になるような気もする。そのためにはもっと多くの住民がこの答申にふれる機会を設定し、答申を紐解き、自分たちの地域とどう結ぶかを考えていかなければならないのではないか。(文責・小熊)

〈プロフィール〉東上沿線「月刊社会教育」を読む会・吞む会 東上沿線の富士見市、上福岡市、鶴ヶ島市、大井町他の住民や職員、学生が太田政男氏と共につくる読む会。

福岡市は、校区公民館、市民センターを 中核に社会教育・生涯学習の充実を 《福岡・社会教育研究会》

横山孝雄

福岡の社会教育・生涯学習は、校区

公民館と各区にある市民センターの機能を充実すること抜きにはすめられない。教育委員会社会教育課による生涯学習に対する市民の学習ニーズの調査でも、市民にとつての重要問題は高齢化社会の問題、子どもの教育の問題、地域環境問題などであり、また、地域活動に対する関心も高い。

「現代的課題」である子育て、高齢化問題、地域環境、人権問題の解決のために、地域での「いのちの育み」への協同と連帯をつくりだすための学習が必要である。そのために公民館と市民センターを中核に他の教育、文化、スポーツ、福祉、保健等公的施設のネットワークや大学、各種の研究、研修施設、民間非営利組織との積極的な協同と「連携の中心となる中核的な機関」としての市民センターの「コーディネート機能の強化」や「専門職員の確保・養成」は急務であり、公的社会教育施設としての機能の充実と積極的な

役割が期待されている。

答申の「財源の確保」では、「民間からの資金協力を得ること」「利用者への適切な経費負担の検討」等を打ち出している。福岡市も異常な開発行政の中で厳しい財政運営が続き、「職員定数の極力削減」「民間活力の積極的導入」「施設管理委託の積極的民間委託と委託困難職場の必要最小限の職員の配置」を指示。福岡市の実態からみると「多様で高度な学習ニーズへの対応」や「コーディネート機能の強化」「情報化・マルチメディア化への対応」「専門職員の確保・配置」等施設の充実を求める答申の方向と明らかに矛盾しているのではない。市は住民の自立自助とボランティア、民生活を積極的に求めながら区行政を強化しつつ、「社会教育」の枠組みを越えた新たなコミュニティ政策の強化を推進している。私たちは市行財政のあり方まで踏み込んだ学習を「現代的課題」として市民の生涯学習の内容に位置付け

なければならぬ。

福岡では十一月に第八回全国生涯学習フェスティバルが開催された。各市民センターを中心に参加事業である「ふくおか生涯学習フェスティバル」に向けさまざまな事業が企画された。私が勤務する南市民センターでは、これまでの市民参画の蓄積を踏まえ、「いのち育むまちづくり」地域が動きだすこと——をテーマに、一九の団体や機関、市民で構成する実行委員会が準備を進めた。企画の一つである「ときめき、かがやきプレイベント」では、南区の豊かな社会教育実践がスライドや実演、パフォーマンスで紹介、展開された。このエネルギーをもとに地域から生涯学習の進むべき道をみんなで語り合っていきたい。(よこやま・たおか)

フコフィール 鹿児島生まれ。福岡市教育委員会南市民センター勤務。福岡・社会教育研究会所属。

五万字近いながあーい、けど、読後感が もひとつさえない答申に一言ずつ

社会教育研究所

河地敬子

はじめて「答申」を読んだ。生涯学習……とあるから学校を終えた人が学校以外のところ、公民館や何とかセンターで、やりたい学習を続けられるようにする手だてかと思っていた。ところが、どうもそうではないみたい。おまけに、答申にはやたらと「学校」という言葉が出てくる。開かれた大学からはじまって高・中・小学校と順々に学校のもつ人的・物的資源を有効に使用……だ。いまでさえ、日本社会では学校のもつ価値というか、威力というか、魔力というか、権力というか、ものすごく大きいのに、生涯学習もくつつけて学校のもつ力をもっと強固なものにしようとしているみたい。不登校や高校中退のネットワークに関わっていると、学校以外の教育機関をもっと充実して、学校だけが学習・教育機関ではないと訴えてほしいのに、全く逆の方向に進んでいる。これまでの学校で子どもたちに競争主義を植えつけるだけでは足りずに、今度は大人

たちに、生涯学習という名のもとに、再度競争させようというのかしら。学ぶことが立身出世につながる学歴社会を作ってきた学校を、これ以上強化するのをやめてほしい。心を豊かにする学習の場を学校外にたくさん作るのが今の学校を心豊かなものに変えるのではないだろうか。(K)

今回の答申には、学校の開放等が強調されているが、地域における学習の拠点としての公民館についての言及が少なく、とくに公民館主事について触れられていないという問題がある。その上、公的施設や事業の有料化を促す表現が見られ、地域におけるすべての人の学習保障から遠ざかる動きがある。公民館事業における民間との連携が、民間教育事業者との連携というかたちでクローズアップされていることも、自主的な団体の活動を軽視したものとして受け取られても仕方のないところであろう。市町村教育委員

会の活性化は必要であるが、住民の意志にもとづいて自律的な学習を保障するため、委員会自体の一般行政からの自律性が問われるのである。委員会が直接事業にタッチするかのように読みとれるところがあるが、教育条件の整備こそ本務であって、社会教育施設の充実にとりくむことが求められるのである。(U)

おもしろい読み方を提案したい。(一)通産省サイドでは生涯学習施設四類型はまったく異なる。(二)第一類型では多摩・千葉経大を事例にすると今日の高等教育再編の問題が明確になる。(三)第二類型での融合論は、経済同友会の合校論と中教審での総合学習を前提に読むべき。(四)第三類型は五日制対策の子どもを除外した「有料生涯学習」、「公民館死滅へのプログラム」として読むべき。(五)怒りと笑いが生ずるところは、有資格者のボランティア活用策。(一)

「生涯学習審議会答申」を 久し振りに読んで オホーツク社会教育研究会

菊池 一 春

審議会答申が、行政に止まらず高等
教育機関の改革をはじめとし、地域に
在り方、学校教育と社会教育の連携
等々、各領域の縦割り、縦張り意識を
「相容れないもの」として、新しい発
想にたつた広い視野からの連携・協力
を提案していることは、問題提起とし
ては実に面白い。しかし地方自治の規
点や過疎地域の生活実態が欠落した点
も多く、私なりに気になる点をまとめ
てみたい。

一、地域実態に即した

リカレント教育や大学等

公開講座の実施

東京一極集中による経済の地域格差、
中山間地域（農山村・漁村）での経済
的困難、自然・社会減少に伴う過疎問
題は深刻である。一例をあげれば、社
会人のリカレント教育推進にしても中
小零細企業や商店街の存亡が問われて
いる状況下で、長期にわたる大学等へ

低率、低額で財政負担が著しいのが現
実である。起債比率があまり地方財政
が圧迫され、図書館・博物館・公民館
の建設は厳しいのが実態である。生涯
学習社会に即応するこれらの条件整備
が求められている。

三、すべての住民が学ぶ権利を 保証する体制づくり

中山間地域には、公民館等の類似施
設が都合のように無数に存在するもの
ではない。住民の学習・文化・スポー
ツ活動の場と機会を全面にすえつとも
一定の条件を付し、社会教育法二三条
（公民館の運営方針）では禁止されて
いる営利事業や政党、宗教活動の利用
にも供しているのが現実である。まし
て民間の教育事業者は皆無であり、企
業として成立する経済的條件はない。
子どもから高齢者まですべての住民
の「学び」や事業の企画、運営、講師
の選択等への住民の参加と自由を保証

四、子どもに関わるすべての

自治体職員と学校教育職員

の取組み

するのは地方公共団体固有の役割と責
任と思えてならない。さらに、公民館
主事の法的整備、大学で専門教育を受
けた学生が社会教育職員として就職で
きる条件が狭い現実、公民館運営審議
会、社会教育委員会の中の住民代表の役
割が答申に欠落していることも残念で
ならない。

の派遣は現実的なものであろうか。
地域子ども会や青年団体、婦人団体
の活動が衰退の一途をたどっている現
在、農業者の離農や冬期間の雇用労働
が増大する中で、社会人の継続的・組
織的な職業教育を保証する施策が講じ
られるべきではないのか。さらに大学
の研究者と社会教育職員、住民が日常
的に住民のくらしに関わる地域課題解
決に向けて、共同研究、共同実践を保
証する体制や大学の移動公開講座を市
町村教育委員会共催で実施する等、地
域実態に即した整備が求められている。

二、生涯学習体制整備に向けた

社会教育施設整備と

専門職員の配置

図書館・博物館・公民館等の教育機
関の設置状況や専門職員の配置の実際
はどうであろうか。
地方交付税を受ける地方公共団体に
とって、「社会教育施設整備補助金」
は他省庁関連施設補助金と比較しても

わるすべての自治体職員（社会教育職
員・保健婦・保母・栄養士・普及員
等）や学校教職員が日常的に、地域に
根差した共同の学習、共同の実践かて
きる体制を構築し、地域の教育力の確
認と向上、発展させる生涯学習社会が
切望されている。
誌面の都合上多くを述べることはで
きないが、「生涯学習審議会答申」の
すべてを否定するものではない。審議
会構成員に社会教育や生涯学習の一線
で働く職員が入っていないことも残念
であり、願わくば審議会委員と社会教
育全国推進協議会の代表が共同のテ
ブルにつき、公開討論会や誌上討論等
が実現できれば、わが国の生涯学習や
社会教育の推進のためにも画期的なこ
とであるう。相互の働きかけを切に望
みたい。

（きくち・かずはる）オホーツク社会教育研
究会